
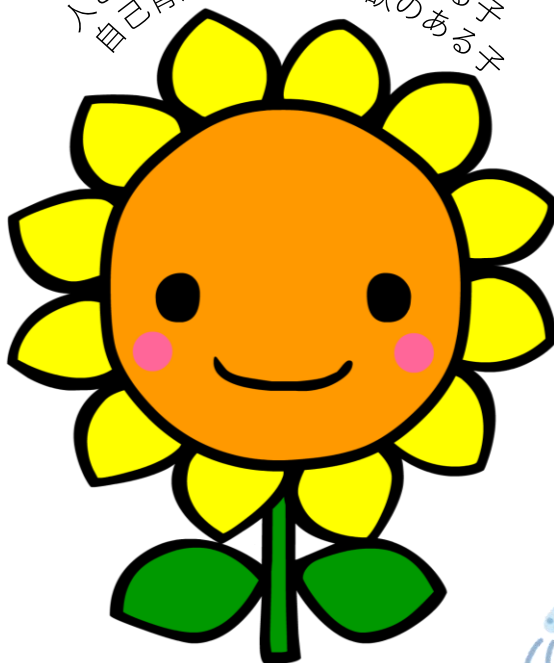



児童発達支援事業

- 
- ・親と障がいのある子どもが互いに心から愛おしいと思える関係を作る
 - 理・障がい特性を理解し的確なサポートを行う
 - 念・病気や障がいなどがあっても幸せに暮らせるよう地域社会に参加し、多様な人々が幸せになれる社会を作る

目指す姿
人とつながって生きる力のある子
自己肯定感を持ち意欲のある子



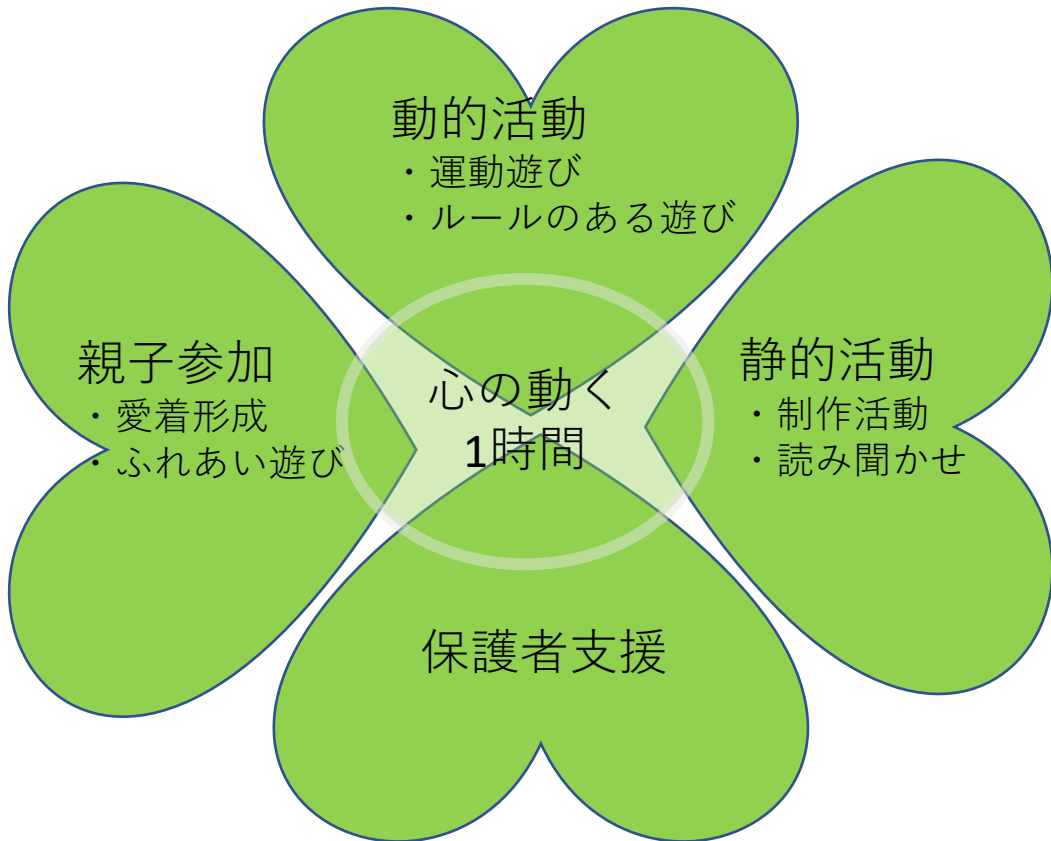
身の回りの出来ることを増やそう！
その為に困った時に手助けを求める力を付よう！
手助けを素直な気持ちで受け止めよう！



大丈夫！出来るまで応援するよ
あなたは出来る！周りのみんなが信じて待ってるよ
頑張っているね！その頑張る気持ちが素晴らしい

小集団療育

社会性を育む4つの療育プログラム



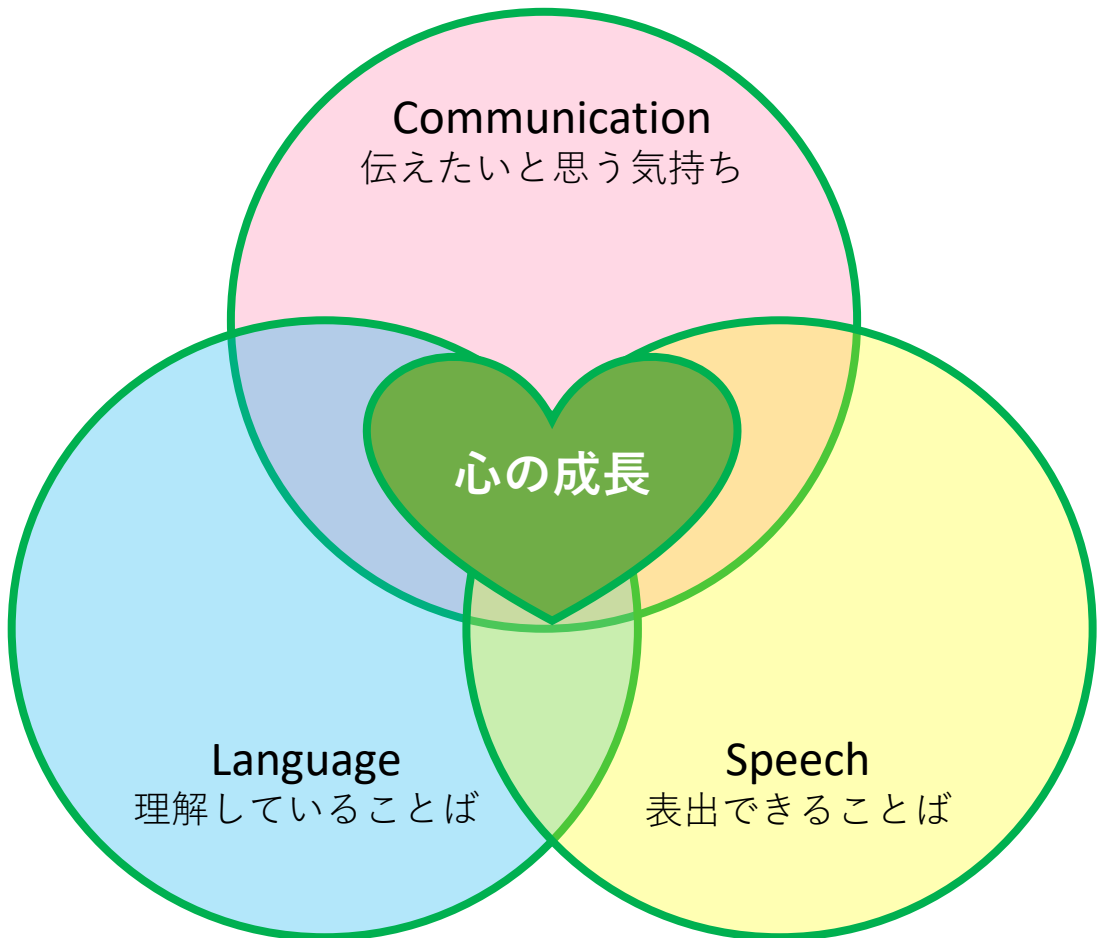
様々な体験を通し、成長・発達を促し社会性を育むことを目的としています。
活動を通し、成功体験や自己肯定感が育つよう支援します。

小集団療育では
『個の特性に基づくオーダーメイドの支援』を行い、自ら動き出したくなるような環境構成をします。



個別療育
(言語聴覚療育)

ことばの3要素



私たちは「ことば」によってお互いの気持ちや考えを伝え、生活を営んでいます。
人との交流は心の栄養となり成長を支えます。



個別療育では生活する上で必要な
Language、Speech、Communicationの3要素を
個々の方法で獲得できるよう支援します。



利用の流れ

- ①困りごとを三条市役所の「子どもの育ちサポートセンター」にご相談ください
- ②各種の障がい福祉サービスの利用が適当な方は担当の相談員を子育て支援センターが割り振ります
- ③担当相談員がお子さん・保護者と面談し支援計画を作成します
- ④相談員が支援計画を障がい福祉課に提出し、受給者証が発行となります
- ⑤受給者証が発行されると当施設の利用が開始されます
- ⑥開始にあたっては児童発達支援管理責任者が個別支援計画を作成し、計画に基づいた療育を実施していきます



営業時間：月曜日～金曜日 午前9:15～12:15

休業日：土曜・日曜・祝日・年末年始

学生の長期休業日

(春休み・夏休み・冬休み等)

利用対象：2～6歳までの未就学児

連絡先：済生会三条療育サポートセンターひまわり

〒955-0833三条市大野畑6番86-11号

電話：0256-35-1600

F A X：0256-64-8360